

第3章 都市整備構想

1 都市づくりの目標	3-1
1-1 将来都市像と都市づくりの基本理念	3-1
1-2 将来人口の見通し	3-4
1-3 将来都市構造	3-5
2 都市づくりの部門別方針	3-9
2-1 土地利用と市街地整備の方針	3-9
2-2 交通体系の整備方針	3-18
2-3 公園緑地の整備方針	3-23
2-4 その他の都市施設の方針	3-26
2-5 都市防災の方針	3-27
2-6 環境にやさしい都市づくりの方針	3-30
2-7 景観形成の方針	3-33

第3章 都市整備構想

1 都市づくりの目標

1-1 | 将来都市像と都市づくりの基本理念

(1) 将来都市像

本プランの上位計画である、「第6次富士吉田市総合計画（2018（平成30）年3月）では、将来都市像は次のように掲げられています。

本プランにおいてもこの将来都市像を踏襲して、都市づくりを進めます。

◆将来都市像（第6次富士吉田市総合計画・富士吉田市都市計画マスタープラン）

富士の恵みと幸せを紡いでまちを織る
活力創造都市 富士吉田



(2) 都市づくりの基本理念

都市づくりの主要な課題を解決し、将来都市像を実現するため、次の5つを「都市づくりの基本理念」として都市づくりを進めます。

①富士北麓地域広域拠点としての都市づくり

関連する SDGs の目標



本市は、「富士山・富士五湖等の観光資源、自然、文化などの地域特性を守り、活かした一大観光・リゾート都市」を目指す富士北麓都市計画区域の中心都市であり、広域交通網の整備・充実を図り、周辺市町村との連携を強化するとともに、北麓地域の広域拠点として、本市中心市街地における都市機能の充実等による賑わいや魅力の創出、富士山と富士山に関連した文化にふさわしい都市空間づくりを推進します。

②富士山麓の自然・文化・景観を活かした都市づくり

関連する SDGs の目標



富士山麓の緑地、市内のどこからも仰ぎ見ることができる富士山の雄大な景色、市内を滔々と流れる豊かな清流の数々、富士山信仰に育まれた歴史・文化遺産、歴史ある御師のまちなみ等、本市は富士山に纏わる特色ある環境を有しており、これらを保全・継承するとともに、豊かな自然環境や景観に配慮しながら、これらの資源を活かした個性と魅力ある都市づくりを推進します。

③安心・安全に住み続けることができるコンパクトな都市づくり

関連する SDGs の目標



子育て世代から高齢世帯まで、誰もが住み続けられる都市を目指し、中心市街地や地域の拠点に商業施設や医療・福祉施設、教育・子育て施設等の生活サービス施設や住居等がまとまって立地するコンパクトな市街地の形成を図るとともに、徒歩や公共交通で生活サービス施設等へアクセスでき、自動車を運転できない市民も生活しやすい都市環境の形成を推進します。

また、風水害や地震、火山噴火なども含む自然災害に対し、建物の耐震化・不燃化の促進やインフラ等の都市基盤の強化、適切な治山・治水を推進するとともに、高齢者介護や子育て支援、災害発生時の避難などにおいて住民同士が共助できる地域コミュニティの維持・再生を図り、安心・安全な都市づくりを目指します。

④活力ある都市づくり・住みたくなる都市づくり

関連する SDGs の目標



本市においても進行しつつある人口減少とこれによる地域経済の停滞を抑制するため、中心市街地へ商業施設の立地を促進し、賑わいの創出と生活の利便性向上を図るとともに、かつて街の中心であった商店街や富士山観光の玄関口であった鉄道駅周辺等の既成市街地の再生を進め、繁華街の魅力を高めます。また、地場産業を大切にしながら新しい産業を創造し、市内に働く場の確保・創出を図るとともに、都市基盤の整った住宅地、本市の魅力を活かした住宅地の整備を推進します。

これらの都市づくりにより、若者層・子育て層等の移住・定住を促進し、さらには首都圏からの二地域居住等による関係人口の増加を目指します。

関連する SDGs の目標

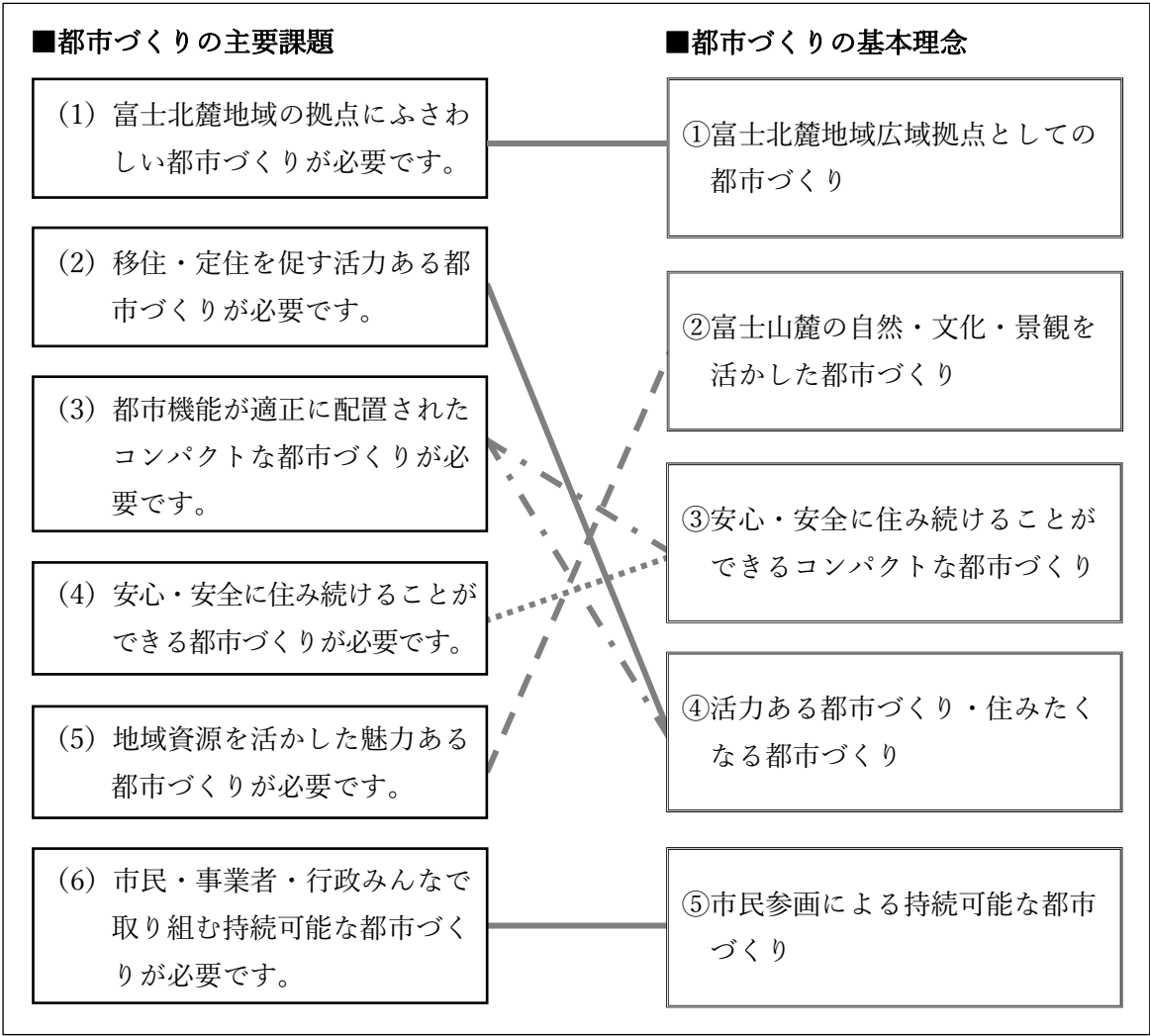


⑤市民参画による持続可能な都市づくり

本市においても都市づくり、まちづくりにおける課題の解決には、様々な人がまちづくりに関わり、お互いを尊重しながらパートナーシップを深めることが求められ、住民同士の助け合いや道路・公園の維持といった公共サービスへの市民・事業者の協力等、市民・事業者・行政等の協働による都市づくりを推進します。

また、今後の少子高齢化の進展に伴う財政的な制約を見据え、市民や周辺市町村と協力しながら、都市機能の役割分担や事業の優先順位の整理等を行い、効率的な都市運営を推進します。

(参考) 主要課題と基本理念の関連



1-2 | 将来人口の見通し

本プランの上位計画である、富士北麓都市計画区域マスタープランでは、人口が減少傾向にある中で、2030（令和 12）年の都市計画区域内人口を、82,500 人と設定しています。

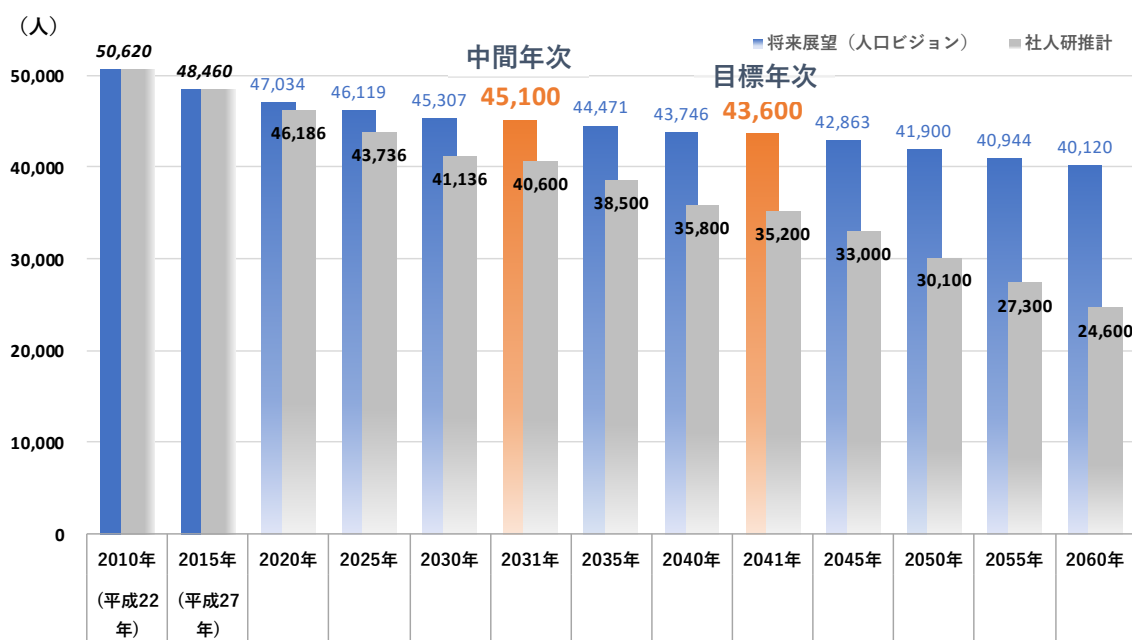
また、第 6 次富士吉田市総合計画では、予想される人口減少の傾向に歯止め・抑制をかけることとし、2027（令和 9）年の市の目標人口を 46,800 人と設定しています。

さらに、富士吉田市人口ビジョン【第 2 期】により、本市が将来目指すべき将来人口規模が展望されています。短期的目標として、2025（令和 7）年で 46,119 人、長期的目標として、2060（令和 42）年で 40,000 人を掲げています。

本プランでは、減少傾向にある本市の人口を都市づくり施策の積極的な推進により維持・増加させるという第 6 次富士吉田市総合計画の考え方を受けるとともに、富士北麓地域の広域的な拠点都市として、これまでより一層、中心的な役割を担うことが期待されることへ対応することを想定します。

以上のことから、本プランの目標年次である 2041（令和 23）年の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所で推計された 2060（令和 42 年）の人口約 2.5 万人をもとに、人口減少傾向への歯止め・抑制をかける富士吉田市人口ビジョン【第 2 期】の長期的目標を踏襲して設定します。

目標年次（2041 年）の目標人口：約 43,600 人



1-3 | 将来都市構造

(1) 将来都市構造の基本的考え方（目指すべき都市構造）

本市は、富士箱根伊豆国立公園に指定された富士山の北麓に広がる傾斜地にあり、南部は富士山、北部に御坂山地、北東部は道志山地に囲まれ、雄大で貴重な自然環境と特色のある歴史文化を有し、国際的・全国的な観光地として発展してきました。また、富士北麓地域の中心となる広域拠点都市としての役割を担ってきました。

本市の地形的特徴として、三方を山に囲まれた中に、コンパクトな市街地が展開していますが、広域的な連携・連絡による交流を育みながら、今後の人口減少・高齢化社会の進行を見据え、その中でも都市の活力を発揮できる持続可能なまちづくりの実現が求められています。

そのためには、本市の恵まれた自然環境を保全するとともに、これまでの成り立ちや発展の過程を踏襲し、築かれてきた都市基盤等の既存ストックや豊かな地域資源等、地域の特性を活かした拠点を明確にするとともに、拠点間の道路・公共交通ネットワークの形成により連携を図る「集約連携型都市構造」の構築を目指します。

(2) 将来都市構造

都市活動の中心であり本市の顔となる「拠点」、都市間や都市内を連携し本市の発展を支える「軸」、最も基本的な土地利用を示す「ゾーン」の3つの要素で、以下の『将来都市構造』を構築します。

■拠点

名 称	役割と位置づけ
広 域 都 市 拠 点	●広域のかつ本市の主要な都市機能が立地する拠点 (位置づけ) 富士山駅周辺・月江寺駅周辺・市役所周辺・富士見バイパス沿線を含む中心市街地
工業・流通業務拠	●工業・流通業務施設の立地拠点 (位置づけ) 明見小佐野川沿岸、下吉田富士見バイパス沿道 等
歴史文化・観光交 流 拠 点	●観光の交流拠点 (位置づけ) 富士急ハイランド一帯、リフレふじよしだ一帯、新倉山浅間公園（忠霊塔）、（仮）富士の杜巡礼の郷公園（鐘山の滝） ●歴史文化の交流拠点 (位置づけ) 北口本宮富士浅間神社、国道139号沿道（富士みち）
自 然 環 境 活 用 交 流 拠 点	●環境学習の交流拠点 (位置づけ) 富士山科学研究所・生物多様性センター一帯 ●体験学習の拠点 (位置づけ) 明見湖周辺 ●眺望、レクリエーションの拠点 (位置づけ) 白糸の滝（富士見台）、杓子山（不動湯含む）、諏訪の森自然公園（富士パインズパーク）

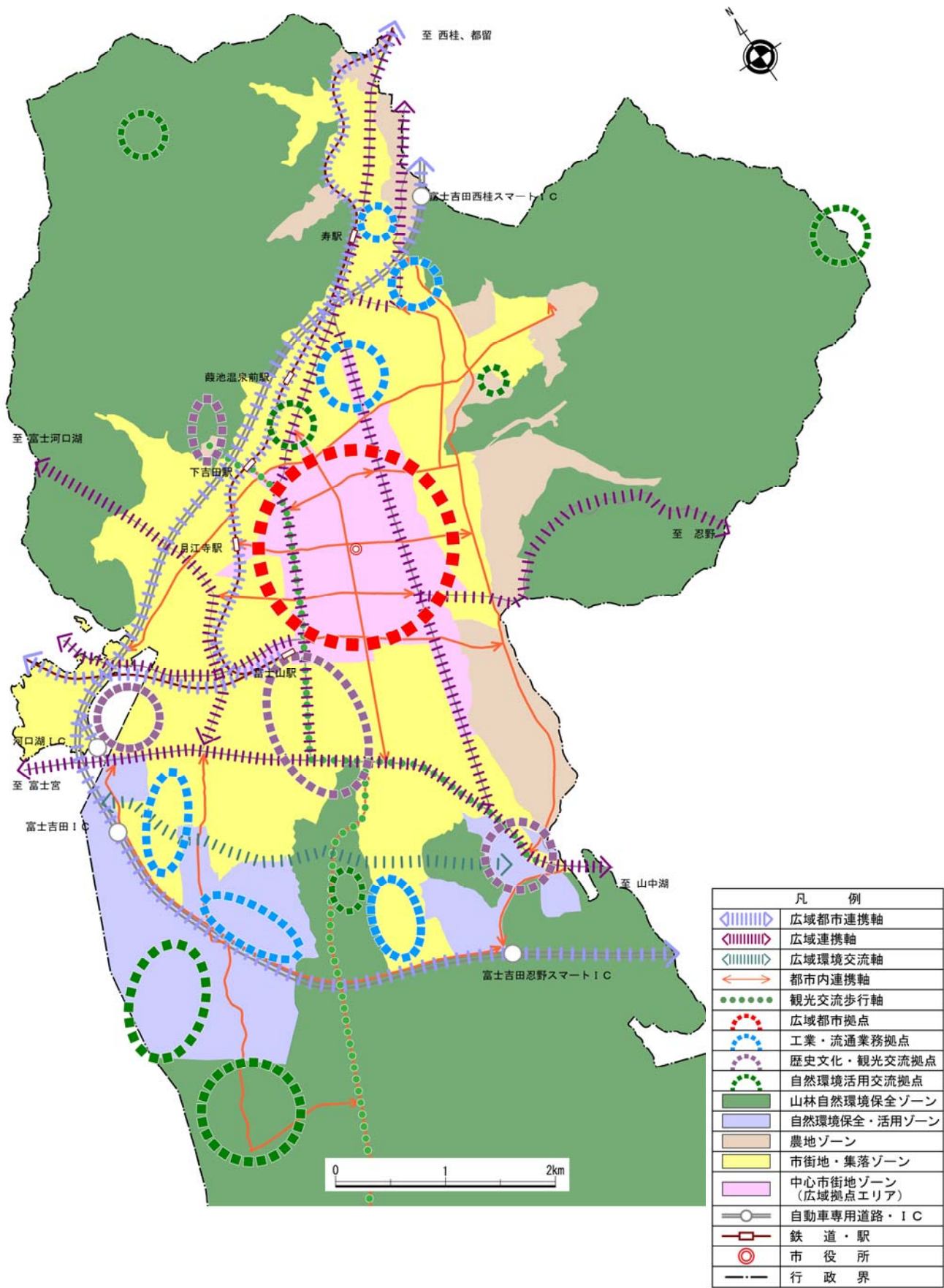
■軸

名 称	役割と位置づけ
広域都市連携軸	●広域的な都市間連携を促進する軸 (位置づけ) 東富士五湖道路・中央自動車道、富士急大月線、富士急河口湖線
広域連携軸	●広域のかつ都市内の連携を促進する軸 (位置づけ) 富士見バイパス、国道 137 号、国道 138 号、国道 139 号、県道山中湖忍野富士吉田線の一部、県道富士吉田西桂線 等
広域環境交流軸	●諏訪の森自然公園（富士パインズパーク）、リフレふじよしだ等の広域的な交流拠点間を結ぶ交流軸 (位置づけ) (仮) 南部東西幹線 1 号
都市内連携軸	●広域的な連携軸を補完する、都市内の交流軸 (位置づけ) 中央通り、吉田本通り、昭和通り線、県道山中湖忍野富士吉田線の一部、月江寺大明見線 等
観光交流歩行軸	●富士山駅から吉田口登山道等を結ぶ、徒歩による観光の交流軸 (位置づけ) 富士山駅～富士浅間神社～新屋、吉田口登山道沿い、下吉田駅～富士山駅、下吉田駅～新倉山浅間公園

■ゾーン

名 称	役割と位置づけ
山林自然環境保全ゾーン	●山林の良好な自然環境を保全するゾーン (位置づけ) 富士山の国立公園特別地域等、杓子山、三ツ峠の保安林
自然環境保全・活用ゾーン	●自然環境との調和を図りながら自然環境を生かした交流施設や教育・研究施設などを誘導するゾーン (位置づけ) 東富士五湖道路沿線（国立公園普通地域等）
農地ゾーン	●良好な農業生産環境を維持・保全するゾーン (位置づけ) 上記のゾーンを除く用途白地地域
市街地・集落ゾーン	●中心市街地の外縁部に位置し、周辺の自然環境、景観に配慮した市街地及び集落地 (位置づけ) 用途地域内の市街地、用途地域外の集落地 等
中心市街地ゾーン (広域拠点エリア)	●市内各地区ならびに北麓地域の広域拠点、市外からの来訪者の玄関口として各種都市機能が集約する中心市街地 (位置づけ) 富士急行線（富士山駅～下吉田駅）、都市計画道路（赤坂小明見線、富士見通り線、赤坂線）に囲まれた既成市街地（広域拠点エリア）

将来都市構造図



■将来都市構造図の要素一覧

	分類/名称		役 割	位置づけ
拠点	広域都市拠点		広域的かつ本市の主要な都市機能が立地する拠点	富士山駅周辺・月江寺駅周辺・市役所周辺・富士見バイパス沿線を含む中心市街地
	工業・流通業務拠点		工業・流通業務施設の立地拠点	明見小佐野川沿岸、下吉田富士見バイパス沿道 等
	歴史文化・観光交流拠点		観光の交流拠点	富士急ハイランド一帯、リフレふじよしだ一帯、新倉山浅間公園(忠霊塔)、(仮)富士の杜巡礼の郷公園(鐘山の滝)
			歴史文化の交流拠点	北口本宮富士浅間神社、国道139号沿道(富士みち)
	自然環境活用交流拠点		環境学習の交流拠点	富士山科学研究所・生物多様性センター一帯
			体験学習の拠点	明見湖周辺
			眺望、レクリエーションの拠点	白糸の滝(富士見台)、杓子山(不動湯含む)、諏訪の森自然公園(富士パインズパーク)
軸	広域的な交流・交通軸	広域都市連携軸	広域的な都市間連携を促進する軸	東富士五湖道路・中央自動車道、富士急大月線、富士急河口湖線
		広域連携軸	広域的かつ都市内の連携を促進する軸	富士見バイパス、国道137号、国道138号、国道139号、県道山中湖忍野富士吉田線の一部、県道富士吉田西桂線 等
		広域環境交流軸	諏訪の森自然公園(富士パインズパーク)、リフレふじよしだ等の広域的な交流拠点間を結ぶ交流軸	(仮)南部東西幹線1号
	都市内の交流・交通軸	都市内連携軸	広域的な連携軸を補完する、都市内の交流軸	中央通り、吉田本通り、昭和通り線、県道山中湖忍野富士吉田線の一部、月江寺大明見線 等
	その他	観光交流歩行軸	富士山駅から吉田口登山道等を結ぶ、徒歩による観光の交流軸	富士山駅～富士浅間神社～新屋、吉田口登山道沿い、下吉田駅～富士山駅、下吉田駅～新倉山浅間公園
ゾーン	山林自然環境保全ゾーン		良好な自然環境を保全するゾーン	富士山の国立公園特別地域等、杓子山、三ツ峠の保安林
	自然環境保全・活用ゾーン		自然環境との調和を図りながら自然環境を生かした交流施設や教育・研究施設などを誘導するゾーン	東富士五湖道路沿線(国立公園普通地域等)
	農地ゾーン		良好な農業生産環境を維持・保全するゾーン	上記のゾーンを除く用途白地地域
	市街地・集落ゾーン		中心市街地の外縁部に位置し、周辺の自然環境、景観に配慮した市街地及び集落地	用途地域内の市街地、用途地域外の集落地 等
	中心市街地ゾーン(広域拠点エリア)		市内各地区ならびに北麓地域の広域拠点、市外からの来訪者の玄関口として各種都市機能が集約する中心市街地	富士急行線(富士山駅～下吉田駅)、都市計画道路(赤坂小明見線、富士見通り線、赤坂線)に囲まれた既成市街地(広域拠点エリア)

2 都市づくりの部門別方針

2-1 | 土地利用と市街地整備の方針

(1) 土地利用の方針

①土地利用の基本方針

【広域拠点エリアの設定】

- 本市の都市計画において、既に市街地を形成している地域の内、富士急行線の3つの駅（富士山駅、月江寺駅、下吉田駅）、既存の商業地域、都市計画道路（以下、（都）とする）（都）赤坂線、（都）赤坂小明見線、（都）富士見通り線の沿線地域で囲まれたエリアを富士北麓地域の中核業務機能、高次の医療、多様なニーズに対応した教育、文化、商業等の都市機能を担う、広域拠点エリアと定めます。
- 広域拠点エリアにおいては、国際化、情報化の進展、ニーズの多様化といった近年の社会情勢の変化にも積極的に対応しながら、世界文化遺産に登録された富士山とそれを構成する資産との調和に配慮し、富士・東部広域圏域を牽引する広域拠点にふさわしい都市的空間の質的向上を図ります。
- さらに山梨県全体の自立的発展を図るための拠点として、積極的な既存ストックの更新や新たな都市基盤整備、さらなる都市機能の集約、広域的な交通アクセスの維持・強化を図ります。



広域拠点エリア（中央通り）

【広域的都市機能誘導エリアの設定】

- 広域拠点エリア内のうち、商業地域及び周辺の近隣商業地域に指定されている（都）吉田本通り線沿道及び富士山駅、月江寺駅、下吉田駅の各駅から延伸する既成市街地の商業地と、広域的な幹線道路である（都）富士見通り線（富士見バイパス沿線）沿道の近隣商業地域を広域的都市機能誘導エリアと定めます。
- 広域的都市機能誘導エリアにおいては、富士北麓地域の中心地として、地域での生活の魅力を高める大規模集客施設などの都市機能のさらなる集積を図ります。
- なお、広域的都市機能誘導エリアの設定に伴い、エリア外に点在する大規模集客施設が立地可能なエリアについては、それぞれの土地利用の方針に沿った利用形態となるよう、特別用途地区※2の指定等により大規模集客施設の立地を制限することを含めた土地利用の規制誘導を検討していきます。



広域的都市機能誘導エリア
（富士見バイパス沿線）

※2 特別用途地区とは、用途地域内の一定の地区において、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現のため、用途地域の指定を補完して定める地区のことで、条例により、建築基準法の用途制限を強化又は緩和することができます。

【自然的土地利用と都市的土地利用の調和】

- 自然公園法により富士箱根伊豆国立公園の特別地域・普通地域に指定された富士山麓の枢要な自然環境と、これに隣接する北富士演習場、富士のすそ野に展開する都市的土地利用の相互の調和を図るために、新たな市街地の拡大は極力避け、立地条件のよい既成市街地の低未利用地の活用を誘導していくとともに、特定用途制限地域^{※3}などの指定により、白地地域への建築規制を検討します。
- また、市域の一定比率を占める国公有地については、地域住民との協働に基づき、関係機関との協議を図りつつ、適正な利用形態を検討し、多目的利用、有効利用を促進します。
- 併せて、市街地（用途地域指定区域）内に残された農地山林や空地などの低未利用地については、地区の特性を踏まえ、緑地の保全を図るとともに、空き地などは広場・緑地への転換も視野に入れ、良好な市街地環境を創出します。

【産業の活性化に向けた産業系土地利用の展開】

- 産業の活性化を図るため、次項で述べる「土地利用区分別の配置誘導方針」に従って地区の特性にあった機能集積を誘導し、系統的な整備を促進していきます。
- 鉄道駅周辺や幹線道路沿道などの広域的な拠点機能を形成すべき地区については、高次都市機能の立地を誘導し、土地の高度利用を促進します。
- 本市の特徴的な産業系土地利用として、県内唯一のテーマパークである大規模集客観光産業や本市の地場産業である機織関係産業（機織及びねん糸）の土地利用を、特別用途地区の指定等により今後も維持していきます。

【地域の特性に即した地元の協力による細やかな土地利用誘導】

- 地域の特性に即した適正で合理的な土地利用を図るためには、地元地権者の協力が不可欠であり、用途地域などの普遍的な土地利用規制に加えて、地元主体の独自の土地利用・開発・建築のルール等の策定、運用を奨励・支援し、必要に応じて地区計画制度などの法定計画を決定して、きめ細かな土地利用誘導を行います。
- 地域の高齢化・人口減少の進行を背景とした空き家・空き地の増加、建物の老朽化などにより、地域のまちづくりへの支障が生じないように、地域のニーズに即した土地利用が図られるよう、地域に望ましくない土地利用への転換を防ぎ、空き家の有効活用や広場、緑地への転換なども視野に入れ、都市のスポンジ化対策を検討します。

^{※3} 特定用途制限地域とは、「用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く。）内において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域」（都市計画法第九条）です。

②土地利用区分別の配置誘導方針

【中心商業市街地】

- 鉄道駅を結び、公共交通網の基軸となる、(都) 吉田本通り線沿道（金鳥居周辺～下吉田駅）、国道 137 号沿道（富士山駅周辺）、月江寺駅前、(都) 月江寺大明見線沿道（月江寺駅～市役所前交差点）の商業地域及び近隣商業地域を、本市の都市生活の中心となる中心商業市街地に位置づけます。
- 中心商業市街地においては、歴史的な蓄積を踏まえ、景観に配慮しつつ、高齢社会の進展に対応した広域拠点エリアの中心地区として、商業機能と生活機能が融合し生活しやすく、また市民が集い広域からも人が訪れる地区として、活力ある都市空間を形成するため、各種ソフト事業を展開し、にぎわいと魅力ある景観の形成と都市機能の誘導を促進します。

【広域都市機能市街地】

- (都) 富士見通り線と県道山中湖忍野富士吉田線の交差部分を中心とした富士見バイパス沿線に、富士北麓地域を対象とした都市機能の集積を図り、広域からも人が訪れる拠点として、中枢業務機能、高次の医療、多様なニーズに対応した教育、文化、商業等の都市機能の集積を図ります。

【近隣商業市街地】

- 中心商業市街地に連続する、(都) 月江寺大明見線、(都) 中央通り線、(都) 赤坂線の沿道及び(都) 昭和通り線沿道と(都) 吉田本通り線沿道（金鳥居上～上宿交差点）を近隣商業市街地に位置づけ、小売商業やサービス施設などの生活支援施設の集積を図ります。



(都) 赤坂線の沿道

- なお、(都) 吉田本通り線沿道の金鳥居から北口本宮富士浅間神社の間は、御師の歴史を活かしたまちづくりとして、歴史的な資源を保全するとともに、景観や生活環境に配慮しながら、宿泊施設等を含めた魅力ある観光商業施設の集積を誘導します。

【沿道サービス・業務市街地】

- 中心商業市街地、近隣商業市街地とともに、広域都市軸を形成する国道 139 号及び 138 号（旧鎌倉往還）等の幹線道路の沿道及び広域拠点エリア内の幹線道路沿線を、自動車交通の利便性を活かした沿道型産業の土地利用が集積する沿道サービス・業務市街地に位置づけ、計画的な土地利用の誘導、整序を図ります。

【中密度複合住宅市街地】

- 広域拠点エリア内における中心商業市街地及び近隣商業市街地で囲まれた市街地を中心とした地区は、一定密度の住宅と商業施設などが複合した中層住宅への更新を許容する中密度複合住宅市街地に位置づけ、防災性・基盤整備水準の向上、土地の高度利用を伴う建築物の更新を誘導します。

【一般住宅市街地】

- 広域拠点エリアの周囲に位置し、小規模な商工業施設等と住宅が共存する市街地を、一般住宅地に位置づけます。
- このうち特に、本市の地場産業である機織関係産業の家内工業や流通施設が住宅地に混在している、新倉・大明見・小明見・富士見町・東町・下の水の既成市街地及びその周辺においては、広範囲にわたり特別工業地区の指定により、機織関連産業の立地の保護・育成を進めながら、近隣住宅との共存を図るとともに、既成市街地の住環境の改善を図ります。

【中密度専用住宅市街地】

- 小・中学校等の教育施設周辺の住宅市街地及びその周辺の地区については、中密度専用住宅市街地に位置づけ、戸建て住宅の立地とマンション等の都市型集合住宅や比較的小規模な店舗等の商業施設や店舗併用型住宅等との立地の調和により、良好な環境の整備、保全を図ります。
- 生活道路や身近な公園・緑地等の整備が不十分な地区や住宅が密集している地区については、防災上の観点から地区計画制度等の導入を検討する等、安心・安全な住環境の形成に努めます。

【低密度専用住宅市街地】

- 国道 137 号以南の住宅市街地及びその周辺の地区を低密度専用住宅市街地に位置づけ、良好な環境の整備、保全を図ります。
- 特に、戸建て住宅を主とする住宅地では、ゆとりと落ち着きのある住環境の維持・保全を図ります。また、地区計画制度等の活用により、良好な住環境の形成に努めます。

【工業・流通・業務市街地】

- 既存の工業・物流施設用地や工業・物流系の土地利用が想定されている空閑地を多く残す地区について、市街地南側の東富士五湖道路までを工業・流通・業務市街地に位置づけ、富士吉田忍野スマート IC の開設、富士吉田西桂スマート IC へのアクセス道路の整備などにより、広域的な自動車交通の利便性を活かした工業施設や物流施設などの立地誘導・整備を図ります。
- 特に、富士吉田西桂スマート IC 周辺については、「山梨未来ものづくり推進計画」における地域経済牽引事業の重点促進区域として、企業誘致を図ります。
- 新規整備にあたっては、農地や森林が本来持つ保水機能や土砂災害防止等の防災機能の維持に配慮し、市街地開発事業等の計画的な開発手法により、工業団地等の立地誘導を促進します。

【大規模公園・緑地】

- 広域公園である富士北麓公園、北口本宮富士浅間神社・吉田口登山道・諏訪の森自然公園（富士パインズパーク）一帯、明見湖公園周辺、新倉山浅間公園などの市街地及び市街地に隣接する一団の緑地を大規模公園・緑地に位置づけ、市民の憩いの場、自然環境や富士山の景観を活かした環境学習、レクリエーション、観光の場として保全・整備を図ります。
- また、防災上の位置づけを再検討して避難場所の整備や物資備蓄施設の整備等の対応を図ります。

【研究業務・文化交流施設地】

- 富士山科学研究所や生物多様性センターを中心に、周辺的环境との調和を図りつつ、既存の研究業務機能の維持・増進を図ります。また、富士山麓の枢要な自然環境及び景観を保全するため、必要に応じて特定用途制限地域などの都市計画の指定を検討します。

【観光交流施設地】

- リフレふじよしだ周辺は、本市の玄関口のひとつでもあり、人々の交流の場として整備してきていることから、観光交流施設地として今後もその機能の充実を図ります。
- 県内唯一のテーマパークである特殊な大規模集客施設が存在する、河口湖 IC 及び富士急ハイランド駅周辺についても、観光交流施設地に位置づけ、観光交流地区（特別用途地区）の指定により、当該施設の立地の維持を図ります。

【集落地等】

- 既存集落や、人口増加等の社会的背景により市街地周縁部へ拡大した住宅地、幹線道路沿いの既存集落から発展した居住地を、集落地等に位置づけます。
- 必要に応じて集落地内道路や排水施設等の生活環境の改善整備を図るとともに、地域コミュニティの維持・向上に努めます。



上暮地域域の集落

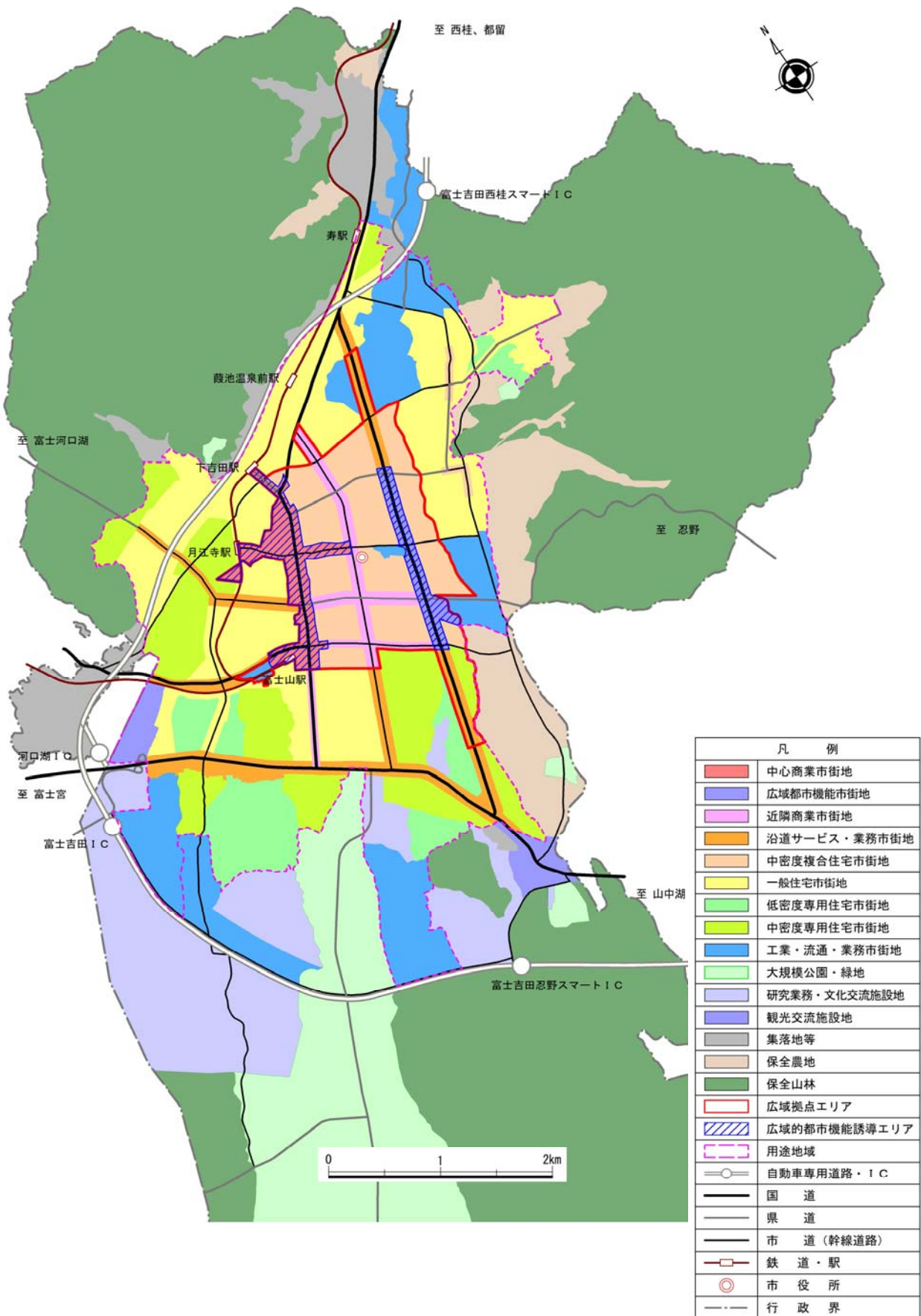
【保全農地】

- 圃場整備された上暮地、明見、上吉田の一団の優良農地を保全農地に位置づけ、良好な農業生産環境の維持・保全を図ります。

【保全山林】

- 富士山の裾野に広がる樹林地、明見及び上暮地、新倉の山林などを保全山林に位置づけ、森林法、農振法、自然公園法など他法の土地利用規制により保全と適切な森林管理の遂行を図ります。
- また、風致地区などの地域制緑地の指定運用を検討し、その山林土地利用、環境・景観の保全・活用を図ります。

■土地利用方針図

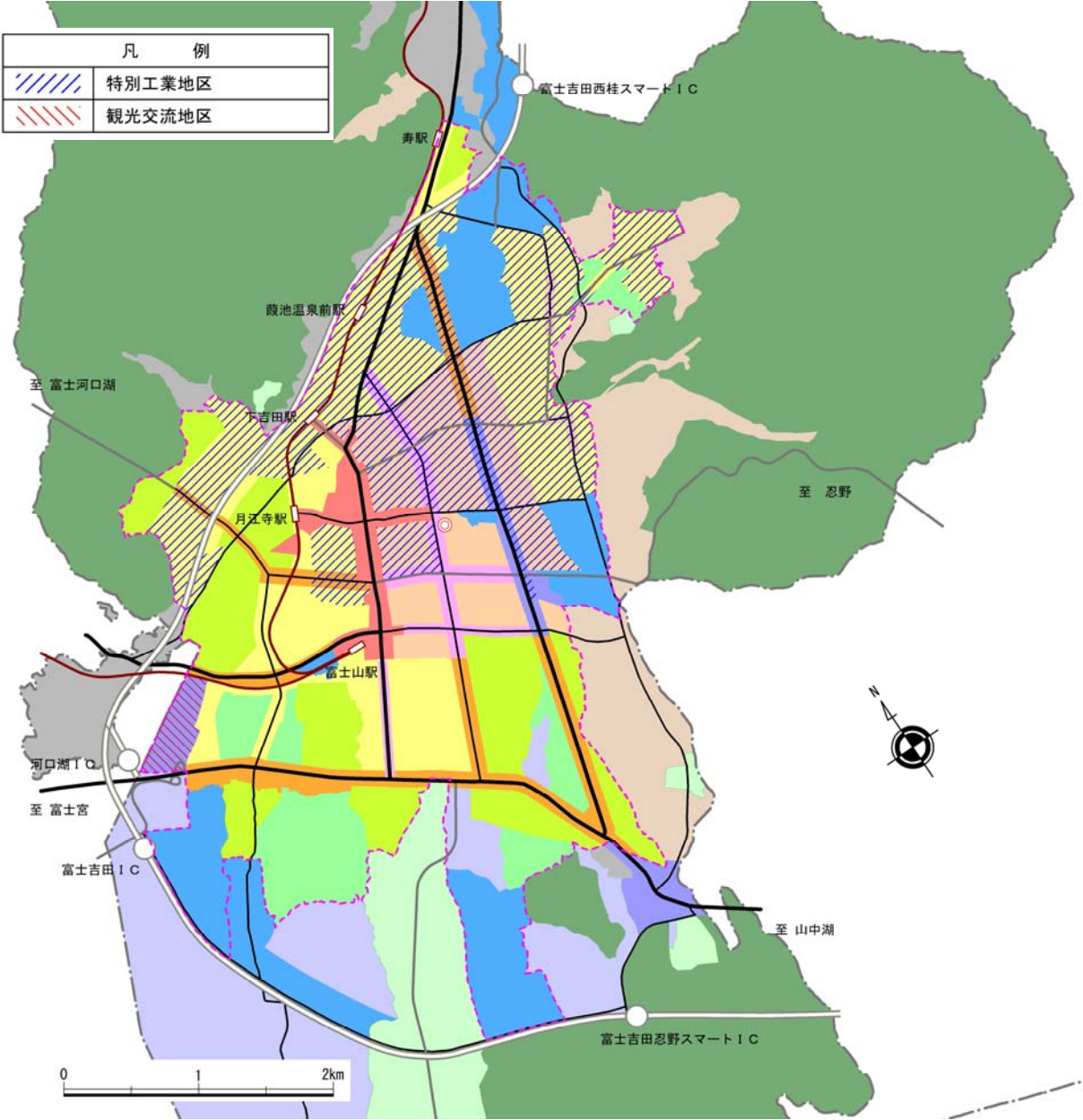


③本市の特性を守り生かす土地利用の誘導方針

【特別用途地区による土地利用の規制・誘導】

- 特別工業地区の指定により、本市の地場産業である機織関係産業（機織及びねん糸）の用途に供する建築物の建築の制限等を緩和することで、機織関係産業の地場産業の保護育成を図ります。
- 県内唯一のテーマパークである特殊な大規模集客施設が存在する、河口湖 IC 及び富士急ハイランド駅周辺については、観光交流地区の指定により、当該施設の立地の維持を図ります。

■特別用途地区の指定状況



(2) 市街地整備の方針

① 広域的な拠点となる市街地の更新

- 広域拠点エリアには、中枢業務機能、高次の医療、多様なニーズに対応した教育、文化、商業、福祉等の都市機能の集約を図り、既存都市機能の更新時には引き続き広域拠点エリア内での立地を促進します。
- また、国際化、情報化の進展、ニーズの多様化といった近年の社会情勢の変化にも積極的に対応しながら、世界文化遺産「富士山」とそれを構成する資産との調和に配慮し、富士・東部広域圏域を牽引する広域拠点にふさわしい都市空間の質的向上を図ります。



(都)月江寺大明見線沿線

② 暮らしの利便性、安全性、防災性を向上する既成の市街地の更新

- 既成市街地については、建築物の建替え等に合わせて徐々に道路や排水路などの基盤施設を拡充整備するとともに、個々の建物の耐震化を促進し、都市の暮らしの利便性、安全性、防災性を向上する環境改善を図ります。
- 富士山駅周辺地区、月江寺駅周辺地区や（都）吉田本通り線沿道地区などの中心商業市街地では、歴史的な蓄積を踏まえる中で、人口減少、核家族化、単身化、高齢社会の進展などに対応して、商業機能と生活機能が融合し、生活しやすく、また市民が集い、広域からも人が訪れる地区として、空き店舗の利活用などにより、にぎわいのある商業拠点の再生を図り、駅前広場や無電柱化による歩行空間の確保、耐震化の促進などの市街地基盤を整えます。
- また、高齢化の進展などに対応するため、中心市街地への誘引や新たな観光交流への活用も踏まえた公共交通のあり方について検討していきます。
- これらの中心商業市街地に隣接する近隣商業市街地・中密度複合住宅市街地では、未整備の都市計画道路等の幹線道路を、市街地の骨格的な基盤として整備を進めるとともに、沿道の老朽建築物の建替えや耐震化・不燃化、無電柱化などを促進します。また、主要な生活道路と排水路の系統的、計画的な整備を推進します。
- 道路整備に合わせて、公園緑地、広場の用地を確保し、地域の市民が使いやすい公園・広場を市民の協力を得て整備していきます。
- また、市街地（用途地域指定区域）内に残された緑地の保全や道路整備等の残地活用などにより、防火のための一定の空地を確保し、空き地などの緑地への転換も視野に入れ、防災性を踏まえた良好な環境を創出します。



月江寺商店街

③幹線道路整備と連動し富士の環境と調和する市街地の開発

- 未だ、密度の低い市街地の基盤整備や新たな市街地の開発にあたっては、自動車交通の利便性を確保する幹線道路の整備と連動する開発、富士の清らかで緑豊かな環境への負荷の少ない計画的で低密度な開発を誘導し、用途地域の見直しや地区計画制度の導入検討などにより、都市的土地利用と自然的土地利用が調和し、良好な景観に配慮した市街地の整備を図ります。
- 幹線道路の整備にともない、産業の立地が進む地区では、適正な沿道街区の形成と中心商業市街地と役割分担した計画的な土地利用の誘導を図ります。
- 農地などの空闲地を多く残す低密度な市街地では、幹線道路につながる取り付け道路や公園緑地などが確保された面的な基盤整備を進めるとともに、農地などの自然的土地利用の保全を図り、環境良好な住宅市街地を形成していきます。



(都) 中央通り線沿線



国道 137 号 (新倉河口湖トンネル付近)

2-2 | 交通体系の整備方針

(1) 幹線道路網の整備

富士北麓地域の拠点都市として、他圏域や周辺市町村と結ぶ広域幹線道路の整備を促進します。また、広域幹線道路とともに市街地の骨格的道路体系を構築する都市幹線道路の整備を進め、既存幹線道路の水準向上と新規幹線道路の整備を促進し、行楽シーズンや朝夕のピーク時の混雑の解消を目指します。

都市計画道路の整備については、広域幹線道路である（都）新屋西吉田線の整備を促進するとともに、人口減少・少子高齢化の進展など、近年の都市構造の変化を踏まえ、長期未着手路線・区間を中心に、計画道路の幅員変更や廃止を含めた見直しを検討します。

①自動車専用道路

- 首都圏、大月・都留方面からのアクセスの向上や、富士北麓地域の広域観光の活性化などにつながる市北部の中央自動車道富士吉田西桂スマート IC と市街地との連絡を向上させるアクセス道路網の整備を検討します。
- 市南東部の東富士五湖道路については、富士吉田忍野スマート IC の設置により、リフレふじよしだ等の富士の自然を活用した観光、交流等の機能を持つ広域交流拠点との連絡強化と利活用を促進します。
- また、富士山周辺の観光の連携強化と防災に係る避難路・輸送路の確保の両面から東富士五湖道路の4車線化を促進します。



整備中の富士吉田忍野スマート IC

②広域幹線道路

- 渋滞の解消を図るとともに、大規模災害時の避難・救援路を確保するため、広域幹線道路を整備します。
- 東西の都市間交通を担う国道 138 号については、慢性的な渋滞の解消と防災に係る避難路・輸送路の確保の両面から4車線化の早期完成を目指します。
- 本市と大月・都留方面を結ぶ唯一の国道である国道 139 号の渋滞緩和のため、また、富士吉田西桂スマート IC へのアクセス道路として、県道富士吉田西桂線の整備を促進します。
- 甲府圏域との連絡強化やリニア中央新幹線の山梨新駅とのアクセス強化のため、新たな御坂トンネルの早期整備と甲府富士北麓連絡道路の早期実現を目指します。

③都市幹線道路

- 中央自動車道富士吉田西桂スマート IC から国道 139 号、及び（都）赤坂小明見線や（都）下吉田明見線へ連絡する都市幹線道路の整備を進めます。
- また、都市内の交流を活性化するため、中心市街地と市内の各地区を結び、産業の基盤となる都市幹線道路の整備を進めます。

- 計画中の剣丸尾西土地区画整理事業区域をはじめ、市南部の工業・流通業務拠点間を結び、富士吉田 IC や忍野村・山中湖村との連絡を強化するほか、諏訪の森自然公園（富士パインズパーク）、リフレふじよしだなどの広域的な交流拠点間を結ぶ都市幹線道路を、周辺環境との調和に配慮しつつ整備を推進します。
- 併せて、交流拠点であり大規模災害時の緊急搬送や物資搬送等を担う防災拠点となる富士北麓公園と市街地を結ぶ都市幹線道路を、市街地との連携強化と災害時の緊急輸送道路として整備を推進します。
- （都）昭和通り線及び（都）下吉田通り線の現道がない区間については、当該道路の機能・役割や交通需要、周辺の地域特性等を十分に勘案したうえで、必要性の再検証を行い、路線または区間の廃止・変更・維持について検討します。

（2）生活道路網の整備

①生活道路の整備

- 高齢社会の進展などに対応し、誰もが安心してまちに出られるようにするとともに、歩いて楽しいまちを実現するために、幹線道路を結ぶ主要な生活道路を地区生活幹線道路に位置づけ、市街地開発や面整備等に連動した整備を推進し、市街地環境の改善や幹線道路不足区域における地区交通容量の補完を図ります。
- 生活道路の整備にあたっては、「富士吉田市道路整備計画」に基づき、計画的な整備を図ります。また、中心市街地周辺の住宅密集地域の狭あい道路については、個別建替え時のセットバックや地区計画制度の活用による地区施設への位置づけ等、地域住民の協力を得る中で拡幅整備に努めます。

②歩行者ネットワークの形成

- 富士山を中心とした豊かな自然を背景に、（都）吉田本通り線から北口本宮富士浅間神社周辺エリアを中心に、これまで培ってきた本市独自の歴史・伝統・文化などを、富士山世界文化遺産の構成資産とも融合させながら、歩行者の回遊性、快適性を確保する歩行者ネットワークの形成を推進します。
- 市街地とその周辺の観光交流拠点を結び、歩行者の回遊性、快適性を確保する歩行者ネットワーク（富士山駅～北口本宮富士浅間神社～吉田口登山道・リフレふじよしだ）については、幹線道路整備にあわせた歩道の確保や家屋の壁面後退により歩行者空間の確保や景観面への配慮を図るとともに、ルートの各所に休憩スポットの整備を図り、歩きやすいネットワークとします。また、富士講の歴史をしのばせる吉田口登山道については、環境や景観の保全を図ります。



北口本宮富士浅間神社前

(3) 道路空間の整備

- 自然と歴史を活かした交流に資する、安全・快適な道路空間の整備を推進するとともに、歩道の段差の解消など、道路構造の改善により、児童・生徒の安全確保はもとより、高齢者や障害者にも使いやすいユニバーサルデザインに配慮した道路空間の整備を推進します。
- 中心市街地や歩行者ネットワークの沿道については、歩行者、自転車、自動車の分離を推進し、適正な交通規制を検討するとともに、植樹帯の整備、ポケットパークの整備、歩道の舗装などにより、安全で快適な歩行者空間を創出していきます。このうち、国道 137 号の金鳥居交差点から中曽根交差点の区間においては、電線地中化事業に併せた歩道の拡幅整備を図るとともに、沿道のまちなみ整備や商店街の再構築など、富士登山を支えてきた富士みちを感じさせる「趣のあるまちづくり」により、住民や観光客が集まる空間整備を推進します。
- 冬季の円滑な交通を確保するため、効率的な除排雪や凍結抑制舗装など路面凍結対策に配慮した道路構造とするとともに、排雪場を適正に配置していきます。

(4) 駐車場の整備

- マイカー等を利用して訪れる広域からの来訪者の、市内の公共交通機関及び歩行者ネットワークや自然散策路にアクセスする拠点となる駐車場の配置の方向性を、都市づくり全体の観点から検討していきます。また、中心市街地を楽しく歩けるまちとしていくため、街路の改善整備にあわせて、中心市街地周辺に公共駐車場等の駐車場の確保に努めます。
- 行楽シーズン等の混雑ピーク時の駐車場需要に対応するため、公共施設の利活用等を検討します。
- 新倉山浅間公園などの富士山眺望点や環境学習施設等、新たな交流拠点の整備にあたっては、ピーク時に対応する駐車場の確保を目指します。

(5) 公共交通機関の整備

- 広域拠点エリアに周辺市町村から来訪者を誘引するとともに、少子高齢化の進展等を踏まえて、利便性の向上や利用者数増加策を進めながら、子どもから高齢者まで、誰もが移動しやすく、環境にやさしい社会を支える公共交通機関の充実に努めます。
- 公共交通機関を観光交流に活用するため、ルートや運行本数の充実や乗り換え拠点の整備などを検討し利便性向上を目指すとともに、マイカー及び自転車・徒歩と公共交通機関等との組み合わせにより、観光交流の活性化を図ります。
- 鉄道の利便性向上を図るため、鉄道事業者との連携に基づき、運行頻度の見直しや東京方面への到達時間を短縮する列車の運行など、鉄道輸送力の増強を要請し、利便性向上を促進します。また、駅前広場整備及び駅構内や駅周辺におけるバリアフリー化を促進し、誰もが使いやすい公共交通ターミナルの形成を目指します。

- リニア中央新幹線の山梨新駅へのアクセスを強化し、リニアを活用した広域的な交流拡大を促進します。
- 幹線道路の整備にあわせて、鉄道駅の集中する中心市街地と、市内の各地区・集落を円滑に連絡するバス路線の充実を検討するとともに、市内循環バス「タウンスニーカー」の利用促進を図ります。
- 少子高齢化の進展等を踏まえ、通勤、通学、通院、買物など生活に関わる様々な場面で、自家用車に過度に依存せずに移動できる交通のあり方について検討します。
- 公共交通の利便性を維持、向上させ、市民や来訪者の利用増進を図ります。
- 富士山の環境に配慮して、富士スバルラインのマイカー規制の通年化や代替交通機関の導入を、関係機関と協議しながら検討します。また、富士山パーキング（旧県立富士北麓駐車場）をマイカー規制の駐車場として利用するとともに、富士北麓地域の観光振興や観光旅行者の利便の増進を図るために活用します。



タウンスニーカーと下吉田駅



富士急行線の電車



2-3 | 公園緑地の整備方針

(1) 公園緑地整備の基本方針

- 快適な生活環境づくりや環境保全のため、健康増進、レクリエーション、自然環境学習の場となる「緑の拠点」として、都市計画公園等の公園緑地の整備と適切な維持管理を計画的に進めます。
- 本市の豊かな自然環境を活かし、市民及び広域からの来訪者が富士吉田の自然・文化に親しむ場となる、富士北麓公園等の公園緑地の整備・充実を進めます。
- 市街地及びその周辺においては、都市の防災、環境の保全、市街地景観の形成に資する住区基幹公園の適正配置と計画的な整備を推進し、子どもの遊び場や高齢者の憩いの場となる誰もが利用しやすい生活に身近な公園の充実を目指します。
- 公園緑地の維持管理にあたっては、指定管理者制度や市民と協働による運営等、維持管理体制の確立に努めます。

(2) 緑地環境の保全・活用

【貴重な緑地環境の保全】

- 富士の裾野の自然公園特別地域、特色ある自然資源（剣丸尾の溶岩地形や胎内樹型、雁の穴等）はその動植物とあわせて貴重な緑地環境として保全します。
- 明見湖公園については、その良好な自然環境を生かして自然とふれあえる環境学習公園として利活用を図ります。

【身近な緑地環境の保全】

- 市街地に近接した里山や市街地内に点在する樹林地については身近な緑地環境として保全していきます。
- 市街地の東西に分布する一団の斜面緑地については、市街地を縁取る良好な環境として、地域制緑地の指定・運用などを検討し、これを保全します。



明見湖公園

(3) 公園緑地の整備・活用

【公園緑地の広域交流への活用】

- 富士山の良好な眺望点である新倉山浅間公園や、リフレふじよしだ周辺の自然環境を活用した富士散策公園や（仮称）富士の杜巡礼の郷公園を、周辺環境に配慮しながら広域交流の活性化に活用していきます。また、富士山麓の特色ある自然環境を散策するルートの起点として、広域公園である富士北麓公園の活用を促進します。
- 北口本宮富士浅間神社と諏訪の森自然公園（富士パインズパーク）については、一体的な緑地ゾーンとして保全を図りつつ広域交流への活用を促進します。



富士散策公園



諏訪の森自然公園
（富士パインズパーク）

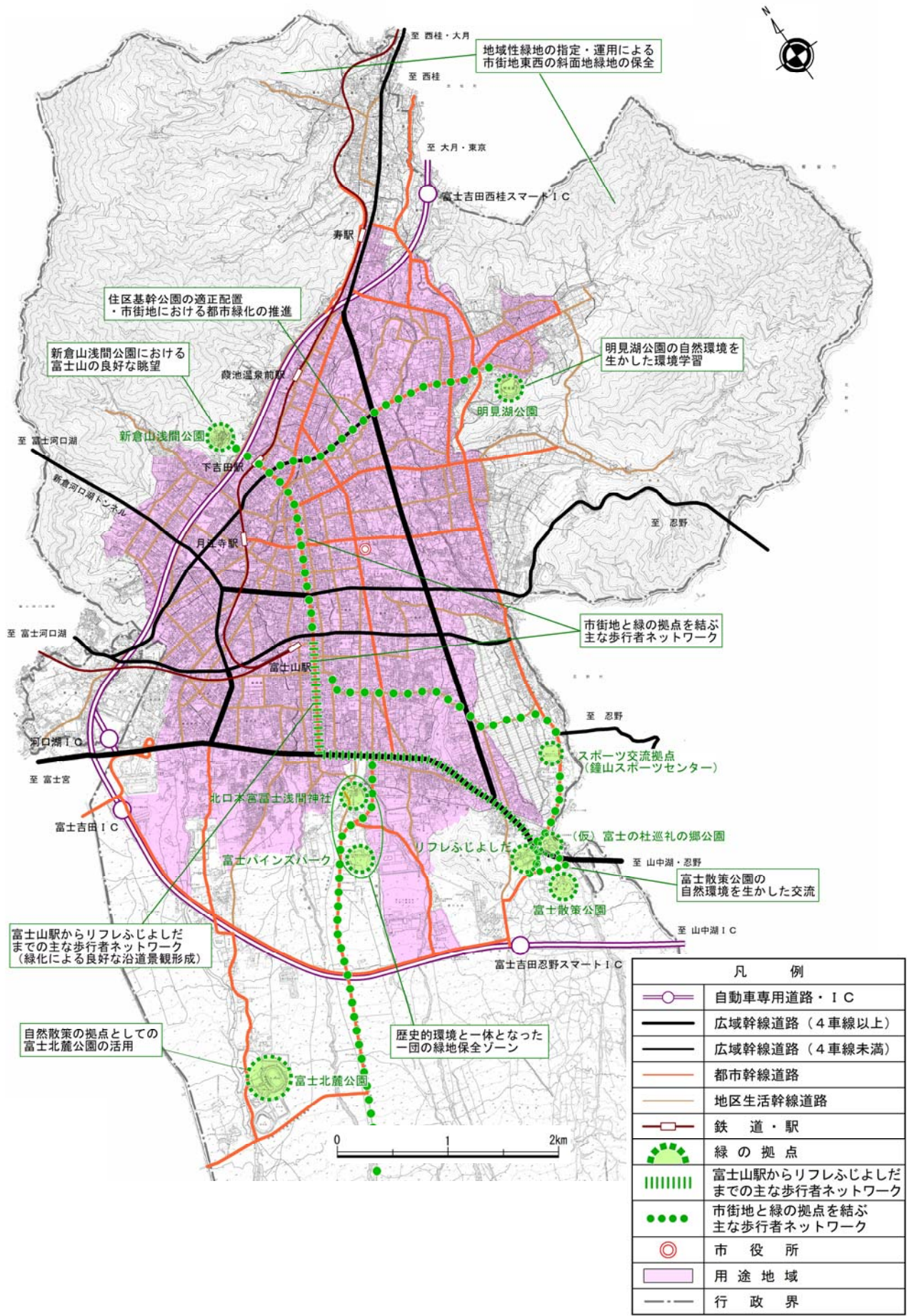
【住区基幹公園の整備と維持管理への市民参加の促進】

- 市民の憩いの空間、身近な緑の空間となる住区基幹公園については、新市街地の整備や建築物の更新等にあわせて、誘致圏に基づき体系的に配置整備の充実を図っていくことを目指します。特に、建築物の密集した既成市街地周辺には、災害時の指定緊急避難所となる地区公園規模の公園緑地の配置を目指し、防災拠点機能の整備を図ります。
- 街区公園等については、地域に密着した公園として適正な維持管理を推進するため、それぞれの公園の使い方や整備の方向等を、地域の住民とともに探りながら、機能の充実を図るとともに、管理運営への地域住民の参加を促進します。

(4) 富士山の麓のまちにふさわしい都市緑化の推進

- 富士山の麓のまちにふさわしい市街地環境を形成するため、都市計画道路を中心に沿道緑化を推進します。
- 富士山駅から御師住宅の家並み、北口本宮富士浅間神社を經由してリフレふじよしだに至る歩行者ネットワークの沿道に良好な沿道景観を形成していくため、市民参加による植栽など民有地の緑化を誘導します。

公園緑地方針図



2-4 | その他の都市施設の方針

(1) 上水道の整備・推進

- 安定的で持続可能な上水道の供給に向けて、老朽配水管の布設替、漏水修理体制の強化等により有収率の向上を図るとともに、水道施設の耐震化による災害に強い水道事業を目指します。
- 「富士吉田市水道事業経営変更（第8期事業）」に基づき、水源確保や施設の整備、配水区域の再編等を推進するとともに、施設能力の適正化、施設監視機能の強化、配水ブロック間の連絡、配水圧力の安定化、直結給水の拡大に努めます。

(2) 下水道の整備・推進

- 快適で衛生的な住環境の確立及び河川や地下水などの公共水域の水質保全のため、公共下水道による集合処理と合併処理浄化槽による個別処理区域のすみ分けを検討しながら、下水道の整備を推進します。
- 公共下水道整備にあたっては、下水道計画区域の未整備地区の整備を推進していくとともに、他の市街地整備事業等との整合・連携を図りながら、効率的な整備を進めます。また、宅地内から下水道管への接続を促進します。
- 防災対策として、軟弱地盤地域のマンホールの浮上防止などの耐震化を進めるとともに、下水道ストックマネジメントによる管路施設の点検・調査を行い、計画的かつ効率的な公共下水道の維持管理に努めます。
- 下水道計画区域外においては、汚水及び生活排水を適切に処理するために、合併処理浄化槽の普及を促進します。

(3) 河川・水路の整備・改修・保全

- 河川・水路の美しい自然環境が保たれた親水整備と並行し、治水・利水機能の向上を図り、河川、水路の環境美化などの地域活動に市民が積極的に参加できる体制を整備します。
- 市内を流れる一級河川の整備については、氾濫する恐れのある危険箇所の計画的整備を山梨県に要請していきます。特に、入山川は計画的に整備を進める優先度が高い河川の対象となっているため、早期整備の実現を促進します。
- また、山梨県が実施する河川改修と整合を図りつつ、市民生活に身近な水路等も雨水排水対策として系統的な整備を推進し、台風や集中豪雨時の河川・水路の氾濫等の災害の未然防止に努めます。



入山川

(4) ごみ処理施設の整備・維持・管理

- 「山梨県ごみ処理広域化計画」に基づき、富士北麓・東部地域の12の市町村による新たなごみ処理施設の建設を推進します。
- 施設の老朽化が進んでいる既存施設については、新施設が整備されるまでの間、延命化等の適正な維持・管理に努めるとともに、環境衛生や資源循環に配慮したごみの収集・処理を推進します。

2-5 | 都市防災の方針

(1) 都市防災の基本方針

- 発生が危惧されている東海地震や南海トラフ地震、南関東直下プレート境界地震、活断層による地震、富士山噴火等の大規模災害や、異常気象、地理的・地形的条件からの風水害、山・がけ崩れ等、市民の命と財産を脅かす自然災害に対して、総合的な防災・減災対策を推進します。
- 防災拠点や避難所等の整備、防災資機材の充実等、防災に対する備えと市民の防災意識の高揚や地域の自主防災力の強化・充実を図ります。

(2) 自然災害への対策

①河川災害対策

- 洪水などの災害から守り、市民が安心して生活できるようにするため、中小河川における河川改修など適正な管理を進めていくとともに、河川の重要水防区域等に対し、関係機関と連携・協力し、河川構造物の整備、改修を推進します。

②山地災害対策

- 砂防指定区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域などの、各種山地災害危険区域の指定拡大を実態に応じて促進するとともに、危険度に応じた重点的な治山・治水対策事業の推進を山梨県に働きかけて、山地災害の未然防止を図ります。

③地震等災害対策

- 建物が密集している既成市街地については面的整備事業や個別の建築更新にあわせて、街路、広場、公園などのオープンスペースの確保に努めるとともに、都市計画道路の整備等に併せ、幹線道路沿道建物の耐震化・不燃化を促進し延焼遮断帯網の構築により、市街地の防災都市構造化を推進します。
- 戸建ての老朽木造家屋を中心に耐震診断や耐震改修の充実を図り、既存建築物の耐震化・不燃化を促進します。
- 災害後の迅速な復旧を促進するため、緊急輸送道路となる広域幹線道路等の整備や無電柱化を進めるとともに、上下水道施設等の各種ライフラインの堅牢化を推進します。

④富士山火山災害対策

- 富士山の火山災害に対応するための防災対策の推進にあたっては、山梨県内のみならず静岡県側の市町村や関係機関とも連携し、広域的な防災体制の整備を図ります。
- 災害時の避難・救援路を確保するため、広域幹線道路等の整備や無電柱化を推進します。

- 溶岩流や泥流、土石流等への火山防災対策について、「富士山北麓火山防災ステーション」を拠点として、富士山北麓の防災監視体制を強化するとともに、災害被害の軽減に向けた対策を促進します。



富士山北麓火山防災ステーション

(3) 防災体制の強化・充実

①防災拠点及び避難地・避難路等の整備

- 災害時に防災拠点となる市役所については、各種の応急活動に対応できるよう、計画的な点検・診断や修繕等の実施などにより、適正な維持管理に努めるとともに、防災資機材の充実を図ります。また、全世帯への防災ラジオの配備等により、迅速かつ正確な情報受伝達体制の整備を進めます。
- 各種災害時の避難場所となる公園・広場を市街地周辺に整備するとともに、防災資機材等の整備を進め、防災拠点機能の強化を推進します。加えて、災害時に中長期的に避難所として利用される学校体育館や各種公共施設については避難施設としての機能を施設の改善整備にあわせて進めていきます。
- 災害復旧に係る広域連携体制の充実のほか、大規模災害時における自衛隊の活動拠点となる富士北麓公園については、支援活動の受入れに備えた防災機能の強化を図ります。
- 大規模災害時の避難・救援路を確保するため、緊急輸送道路となる広域幹線道路等の拡幅整備や無電柱化を促進します。また、緊急輸送道路等の避難路沿線については、沿道建物の耐震化を促進し、建物倒壊などによる道路の閉塞を防止します。
- 災害時の避難活動や緊急車両の通行を確保するため、狭あい道路の解消、歩道の整備等の推進に努めるとともに、災害時にも道路の機能が確保されるよう既設道路の維持管理を行います。
- 「富士吉田市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な改修・修繕等を行い適切な維持管理を図るとともに、緊急度、重要度の高い橋梁から順次、橋脚の耐震補強等、災害時の安全性に配慮した計画的な改修を行います。

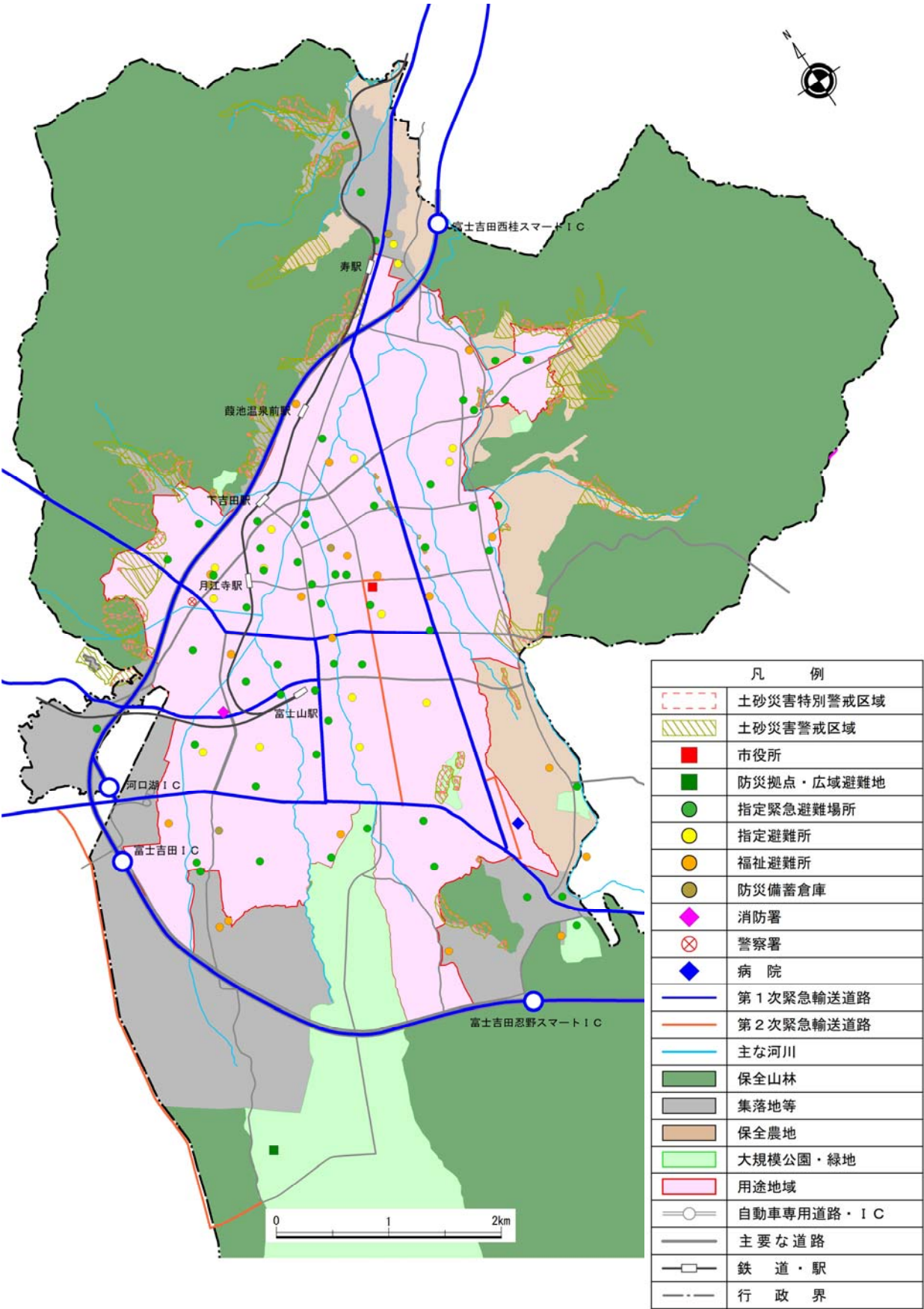


富士吉田市防災備蓄倉庫

②地域防災力の向上

- 避難所や避難地等において、発災直後の復旧・復興活動が円滑かつ迅速に行われるよう、普段からハザードマップ等による防災情報の周知に努めます。また、市民一人ひとりが防災意識を高め、効果的な防災訓練等を推進することにより、地域の自主防災力の充実・強化を図ります。

■都市防災方針図



2-6 | 環境にやさしい都市づくりの方針

(1) 環境にやさしい都市づくりの基本方針

- 本市は富士山麓の枢要な自然環境を有するまちであると同時に、桂川上流の広域的な水源地でもあります。これらの自然環境は、本市の誇るべき貴重な財産です。今後とも良好な自然環境を後世に残すため、都市活動による環境への負荷を極力軽減する都市づくりを推進します。
- 富士山麓の一団の自然環境と隣接する領域において、都市的土地利用を行うにあたっては、自然環境との調和に基づく土地利用を推進していきます。

(2) 水環境の保全

- 市民の飲料水として、貴重な財産である地下水の保全と適正な活用という理念の下、乱開発等が懸念される地域については、特定の開発を制限することも視野に無秩序な土地利用を制御し、良好な自然環境との調和を図るとともに、この良好な水資源を活用し、新たな産業の創出や観光につながる環境負荷の少ない都市づくりを推進します。
- 富士山麓が広域的な水源地という位置づけを踏まえ、涵養林としての山林の保全、宅地開発等における雨水排水の敷地内浸透などにより、水源の涵養を図ります。また、地下水資源の保全のため、「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」、「富士吉田市地下水保全条例」に基づき、地下水の適正な採取や水源地域における適正な土地利用の確保を図ります。
- 地下水の水質を保全するため、公共下水道の整備推進、下水道整備済区域における下水道への接続促進、また、計画処理区域外の地区における合併処理浄化槽の普及促進及び単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への設置替えの促進を図るとともに、産業廃棄物処理施設等の地下水への影響が懸念される産業施設の立地抑制を図っていきます。

(3) サステナブル（持続可能）な都市づくり

- 富士山麓の貴重な自然環境に抱かれたまちとして、地球環境にやさしい公共交通機関の利便性の向上、利用増進を図るとともに、自家用車に過度に依存せずに移動できる交通のあり方について検討します。
- 市民・事業者・行政がともにリサイクル・ごみ減量の取り組みを強化し、ゼロエミッション（様々な機関が協働で地球の限られた資源の使用効率を高め、廃棄物がゼロになることを目指すという考え方）を目指し、引き続き生産消費活動に伴う環境負荷を抑えていきます。
- 公共施設への太陽光発電システム設置や住宅用太陽光発電・蓄電システム、木質ペレットストーブの普及等、自然エネルギーの地産地消を推進し、豊かな森林や清らかな水等を守る、環境や資源に配慮したサステナブルな都市づくりを目指します。

(4) 自然環境と調和した土地利用の推進

- 富士山麓の大規模自然領域に隣接する領域における都市的土地利用に当たっては、自然環境・景観との調和に配慮した土地利用を誘導するため、他法による環境保全を推進し、適正な開発規制を推進します。
- 市街地近傍の斜面山林については、自然に親しむ公園として保全活用を図るとともに、地域制緑地の指定・運用等により、身近な緑地の保全を図ります。



富士北麓浄化センター
(下水処理施設)

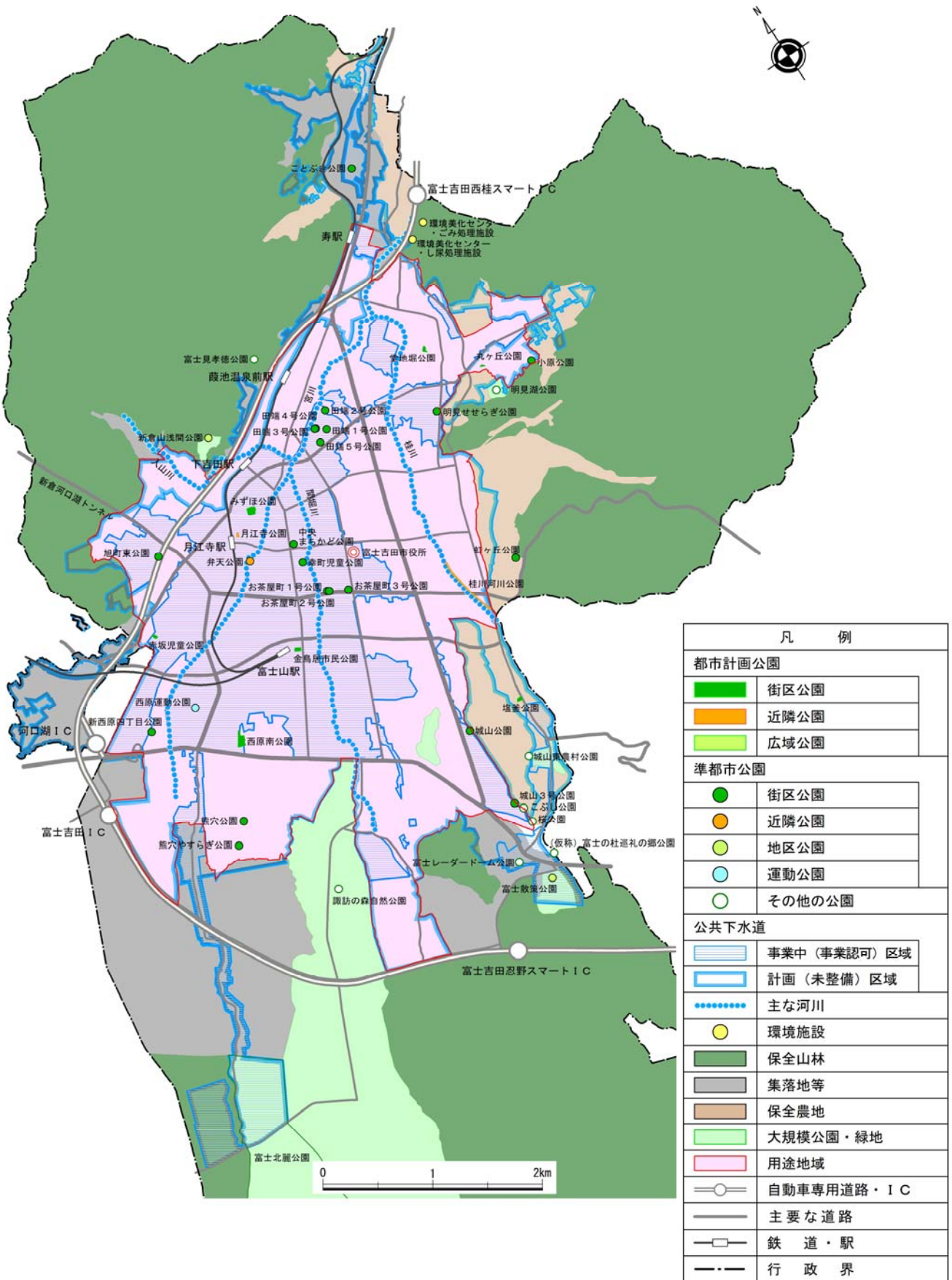


環境美化センターごみ処理施設と
設置された太陽光パネル



下吉田東小学校屋上に
設置された太陽光パネル

■都市環境方針図



2-7 | 景観形成の方針

(1) 景観形成の基本方針

- 雄大な富士山の景観や本市独特の歴史的まちなみ景観を活力ある交流の都市づくりに活かすため、それぞれの地区の特色を活かして、富士吉田らしい都市景観の形成を図ります。
- 景観法における景観行政団体として、景観に関するまちづくりを進める「富士吉田市景観計画」や「富士吉田市景観条例」により、美しいまちなみや良好な景観を形成し保全します。

(2) 景観行政の推進

①富士山の眺望を守り、活かす

- 市街地から富士山を間近にのぞむ都市として、富士山の眺望を活かし、富士山の景観を引き立てるため、(都)吉田本通り線等における電線類の地中化、沿道建物や屋外広告物の形態コントロールを図り、富士山の景観に配慮した道路空間整備を推進します。
- 用途地域外では富士山の景観に配慮した建築形態規制を、自然環境の保護・活用や環境を阻害する土地利用の制限等の施策と連携して推進し、富士山の眺望を保全します。また、新倉山浅間公園の展望台等、富士山眺望点の整備に当たっては、眺望に配慮した施設整備、景観誘導を図ります。

②歴史・文化を守り、活かす

- 富士山の世界文化遺産登録の決定を受け、登録を継続していくためにも上吉田地区における富士山の文化的な景観を維持・保全し、次世代へ引き継ぎます。
- 特に、富士講の歴史が色濃く残る御師のまちなみの修景を進めるとともに、中心市街地から御師のまちなみ、歴史ある北口本宮富士浅間神社、リフレふじよしだを結ぶ歩行者ネットワークの形成を進めます。
- 北口本宮富士浅間神社・吉田口登山道周辺の景観を保全・整備し、歩行者ネットワーク沿道の歴史的な家並みと調和した沿道景観、歩行者が休憩するポケットパークを整備し、歩いて楽しい魅力ある環境を形成していきます。
- 各地域にある神社仏閣や鎮守の森、遺跡や史跡、祠及び巨木や古木など、隠れた歴史資源の掘り起こしを行うとともに、必要に応じて整備等を行い、歴史的文化遺産や伝統文化の保全と活用を図ります。

③都市の魅力を高める景観を育てる

- 富士北麓地域一帯の経済・文化・交通の中心地として発展し栄えてきた本市の中心市街地において、レトロなまちなみを活用した商業地景観の形成を図ります。

④景観形成への市民参加の推進

- 良好な景観として重要な地区等において、市民参加による景観形成のルール作りを推進するとともに、新たな幹線道路の沿道や歩行者ネットワークの沿道などにおいて、市民・事業者・行政が一体となった景観形成への取り組みを推進します。



本町通りから望む富士山



新世界乾杯通り



新倉山浅間公園



北口本宮富士浅間神社

■都市景観方針図

